

障 福 第 274 号

令和 2 年 6 月 12 日

各関係団体の長 様

静岡県健康福祉部障害者支援局  
障害福祉課精神保健福祉室長

新型コロナウイルス感染症に係る精神保健福祉手帳及び  
自立支援医療（精神通院医療）の更新手続きに関する臨時的取扱いについて

日頃、本県の精神保健福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染拡大の防止及び医療提供体制や社会機能の維持の観点から、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の更新手続きの臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 4 月 24 日付事務連絡厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課通知）により精神障害者保健福祉手帳、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について」（令和 2 年 4 月 30 日付け健発 0430 第 3 号厚生労働省健康局長・障発 0430 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により自立支援医療の各更新手続きに関する臨時的取扱いについて通知があり、自立支援医療支給認定の有効期間の延長措置を取ることとなりました。

つきましては、更新申請に係る取扱いについて、下記のとおりとしますので、御確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1 精神障害者保健福祉手帳における診断書の臨時的取扱いについて

(1) 更新申請における手帳用診断書提出の猶予

医師の診断書の取得のみを目的として医療機関に受診すること等を避けるため、更新手続きにおける障害者手帳申請書の提出をもって、手帳用診断書の提出を、現に所持している手帳の有効期限から 1 年猶予した上で有効期限を更新ができます。

(2) 対象者

令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までの間に有効期限を迎える手帳所持者

(3) 診断書を猶予した場合の影響について

診断書を猶予して更新申請を行った場合、障害等級は従前の等級によるものとします。

なお、猶予した診断書を有効期限から 1 年以内に提出できなかった場合は、残りの期間について無効となります。

## 2 自立支援医療（精神通院医療）の更新申請時における有効期間の 1 年間延長について

### (1) 対象者

改正省令の施行の日（令和 2 年 4 月 30 日）から令和 3 年 2 月 28 日までの間に支給認定の有効期間が満了する自立支援医療の受給者（ただし、改正省令の施行日前となる令和 2 年 3 月 1 日から令和 2 年 4 月 29 日までに有効期間が満了する受給者についても上記対象者とみなす。）

### (2) 有効期間の 1 年間延長

上記（1）対象者の更新手続きについて、以下のとおりとします。

申請書や診断書等の提出がなくても、対象受給者の現在有する受給者証の支給認定の有効期間に 1 年を加えた期間とします。受給者へは、後日受給者証と上限管理票を市町経由でお渡しします。また、自己負担上限額が月額 2 万円の方は、受給者証の有効期限が令和 3 年 3 月 31 日となります。（経過的特例が延長された場合は、従前の有効期間まで延長されます。）有効期間延長に関することの概要版（参考）を作成しましたので御活用ください。

### (3) 診断書の作成に関して

対象者のうち、精神障害者保健福祉手帳との同時申請を予定していた方について、猶予期間中に提出した手帳用診断書をもって、医療用診断書の提出があったとみなし、今後の申請時における申請者の負担の軽減が図られるよう取り計らいます。なお、2 年連続しての診断書の提出があっても差し支えありません。また、従来どおりの同時申請も可能です。

### (4) 受給者証及び上限管理票に関して

受給者へは、有効期間を延長した新しい受給者証及び上限管理票を、順次各市町経由でお渡しします。新しい受給者証が届くまでは対象の受給者証の有効期間から 1 年間延長した期間に読み替えての御利用をお願いいたします。また、すでに受給者証の有効期間満了日を迎えている対象者（更新申請や再度新規申請をされた方を除く）についても、順次新しい受給者証等を発行いたします。

担 当 精神保健福祉班

電話番号 054-221-3523